

自転車施策のこれまでの経緯



自転車施策のこれまでの経緯



- 平成19年の道路交通法改正によって普通自転車が例外的に歩道を通行できる要件が明確化。自転車道、自転車専用通行帯など歩行者と分離された空間整備を推進。
- 平成28年7月の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」後、自転車活用推進法制定(H28.12公布・H29.5施行)、同法に基づく自転車活用推進計画の閣議決定(第1次:H30.6、第2次:R3.5)、道路構造令の改正(H31.4)など法制度が充実。

H19年度	【国土交通省・警察庁】「新たな自転車利用環境のあり方を考える懇談会」(H19.5～H19.6)
H20年度	【警察庁】改正道路交通法施行(H20.6) 「普通自転車の歩道通行可能要件」を明確化(①「歩道通行可」の標識がある場合、②運転者が13歳未満、又は70歳以上、身体障害者の場合、③車道又は交通の状況から歩道通行がやむを得ないとき)
H23年度	【警察庁】警察庁通達(H23.10) 自転車は「車両」という基本的な考え方に基づき、自転車と歩行者の安全確保を目的とした総合的な対策を推進
H24年度	【国土交通省・警察庁】「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会」(H23.11～H24.3) H24.4 『みんなにやさしい自転車環境－安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた提言－』 H24.11 『安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン』
H25年度	【警察庁】改正道路交通法施行(H25.12) 自転車等の軽車両の路側帯通行に関する規定等を整備(自転車等の軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限る)
H26年度 ～ H28年度	【国土交通省・警察庁】「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」(H26.12～H28.2) H28.3 『「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた提言』 H28.7 『安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン』(改定)
H29,30年度	【国土交通省】H29.5「自転車活用推進法」施行、【国土交通省】H30.6「自転車活用推進計画」閣議決定
R1年度	【国土交通省】H31.4「道路構造令」改正:自転車通行帯の新設・自転車道の設置要件明確化
R3年度	【国土交通省】R3.5 第2次自転車活用推進計画を閣議決定 【警察庁通達】R4.1 良好な自転車交通秩序の実現を目的とした総合的な対策を推進
R5年度	【警察庁】R5.7. 改正道路交通法施行予定



- 平成24年に、歩行者と分離された自転車通行空間をネットワークとして計画的に整備していくため、自転車ネットワーク計画の作成、通行空間の設計、通行ルールの徹底及び自転車利用の総合的な取組に関するガイドラインを発出。道路管理者と都道府県警が連携した取組を推進。

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成24年11月)の概要(ポイント)

I. 自転車通行空間の計画

- ◆ 自転車ネットワーク**計画の作成手順**
- ◆ 車道通行を基本とした**整備形態の選定の考え方、目安**
- ◆ 整備に当たっての**整備形態の考え方**(当面の整備形態、代替路検討等含む)

II. 自転車通行空間の設計

- ◆ 自転車道、自転車専用通行帯、車道混在における**設計の基本的な考え方**
- ◆ 交差点部における**設計の考え方**

III. 利用ルールの徹底

- ◆ 全ての利用者への**ルール周知**(学校教育、免許証更新時等)
- ◆ **ルール遵守のインセンティブ付与**(児童等への免許証、危険個所周知等)
- ◆ 指導取締り(悪質、危険な違反への検挙措置等)

IV. 自転車利用の総合的な取組

- ◆ **駐停車・駐輪対策**(自転車専用通行帯区間での駐車禁止規制や取締り等)
- ◆ 利用促進策(自転車マップ、レンタサイクル導入等)



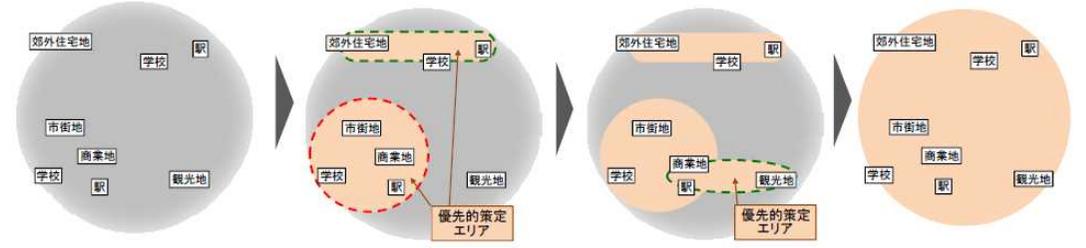
○ 平成28年に、自転車ネットワーク計画の策定及び車道走行を基本とした通行空間の確保の早期進展を図るため、**段階的な計画策定**、**暫定形態の積極的な活用**、**矢羽根型路面表示の標準化**などの改定を実施。

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28年7月)の概要(ポイント)

I. 段階的な計画策定方法の導入

◆ 計画を地域全体で策定する方法のほか、一定のエリアや基幹となるルートを中心とした**段階的な計画策定手法**を提示

■ 段階的なネットワーク計画策定イメージ



II. 暫定形態の積極的な活用

◆ 完成形態(本来の整備形態)による整備が当面困難な場合には、車道通行を基本とした**暫定形態**を積極的に活用

【完成形態】

【暫定形態】

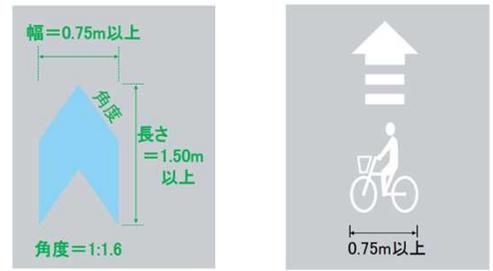


ネットワーク路線では、自転車歩道者道に依存せず、①～③を柔軟に組み合わせ、ネットワーク形成を加速

III. 路面表示の仕様の標準化

◆ 自転車のピクトグラムや矢羽根型路面表示の**仕様の標準化**
・自転車のピクトグラム: 進行方向に対して左向き・矢印と組み合わせて表示
・自転車専用通行帯: 带状路面表示、車道混在は矢羽根型路面表示(青色を標準)

左図: 矢羽根、右図: ピクトグラム



IV. 自転車道は一方通行を基本とする考え方の導入 等

◆ 自転車道は一方通行を基本



基本理念

- 自転車は、**二酸化炭素等を発生せず**、**災害時において機動的**
- 自動車依存の低減により、**健康増進・交通混雑の緩和**等、**経済的・社会的な効果**
- 交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- 交通安全の確保



自転車の活用を総合的・計画的に推進

責務

- 国 : 自転車の活用を**総合的・計画的に推進**
- 地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、**実情に応じた施策を実施**
- 公共交通事業者 : **自転車と公共交通機関との連携等に努める**
- 国民 : 国・地方公共団体の**自転車活用推進施策への協力**

自転車活用推進計画

- 政府 : 基本方針に即し、**計画を閣議決定し、国会に報告**
- 都道府県・市区町村 : **区域の実情に応じ計画を定めるよう努める**

自転車の日・月間

- **5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする**



1. 総論

（1）自転車活用推進計画の位置付け

自転車活用推進法に基づき策定する、我が国の自転車の活用の推進に関する基本計画

（2）計画期間

長期的な展望を視野に入れつつ、令和7（2025）年度まで

（3）自転車を巡る現状及び課題

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 地方公共団体における計画策定・施策実施の促進
2. 自転車通行空間の計画的な整備の推進
3. 路外駐車場等の整備や違法駐車取締りの推進等
4. シェアサイクルの普及促進
5. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
6. 情報通信技術の活用の推進
7. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

8. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
9. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
10. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
11. 自転車通勤等の促進

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

12. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
13. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

14. 高い安全性を備えた自転車の普及促進
15. 多様な自転車の開発・普及の促進
16. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
17. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や指導・取締りの重点的な実施
18. 学校等における交通安全教室の開催等の推進
19. 地方公共団体における計画策定・施策実施の促進（1. の再掲）
20. 自転車通行空間の計画的な整備の推進（2. の再掲）
21. 災害時における自転車の活用の推進
22. 損害賠償責任保険等への加入促進

自転車利用ルールの徹底に関する変遷



- 平成19年の道路交通法改正以降、自転車は「車両」とあるという原則に基づき、自転車の通行ルールの周知徹底等に関する取組を推進。

自転車利用ルールの徹底に係る取組

平成20年6月

道路交通法の改正(平成19年6月改正・平成20年6月施行)

- ◆ 自転車の歩道通行要件の見直し
- ◆ 児童・幼児のヘルメット着用に係る規定の新設

平成23年10月

良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について(通達)

- ◆ 自転車は「車両」とあることの徹底
- ◆ ルールを遵守しなかった場合の罰則や交通事故のリスク、損害賠償責任保険等の加入の必要性等について周知

平成30年6月

自転車活用推進計画

- ◆ 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。
- ◆ 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進する。
- ◆ 自転車を含む交通安全教育を推進するため、教職員に対する研修及び学校等における交通安全教室の開催等を推進する。

令和3年5月

良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について(通達)

- ◆ 「自転車安全利用五則」の周知
- ◆ 年齢等に応じた交通安全教育の推進
- ◆ 全年齢層に対するヘルメット着用の推奨
- ◆ 配達関連事業者及び自転車関連事業者への働き掛け

令和4年1月

「自転車の安全利用の促進について」中央交通安全対策会議交通対策本部決定

- ◆ 「自転車安全利用五則」の改定

令和4年11月

道路交通法の改正(令和4年4月改正・令和5年4月施行)

- ◆ 全ての自転車利用者のヘルメット着用に係る規定の新設『ヘルメットの着用努力義務化』

令和5年4月

道路構造令の改正(自転車通行帯の追加)

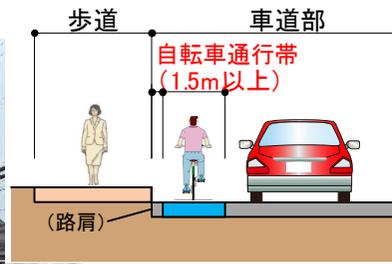


- 自転車道に必要な幅員を確保できない場合等においても、車道を通行する自転車の安全性を改善した道路整備を推進するため、「**自転車通行帯**」の規定を設置(平成31年4月25日施行)。

改正概要

- 歩行者・自動車から自転車の通行を分離する必要がある場合には、自転車通行帯を設置。
- ただし、自動車との関係で自転車の安全性を確保する必要がある設計速度60km/hの道路には、引き続き、車道との間を工作物により分離した自転車道を設置。

【自転車通行帯】(新たに規定)



【自転車道】

